

金沢市特別支援教育指針

金沢市教育委員会

もくじ

はじめに	1
1 国の特別支援教育に関する動向		
2 本市の特別支援教育の現状		
3 指針策定の目的		
第1章 基本的な理念・方針	5
1 基本的な理念		
2 基本的な方針		
第2章 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実	7
1 就学前の教育相談・就学相談		
2 就学時の教育相談・就学相談		
3 小・中学校での教育相談・就学相談		
4 保護者の理解を深めるための情報提供や啓発		
5 金沢市就学指導委員会の充実		
第3章 学校における特別支援教育体制の充実	9
1 校長のリーダーシップ		
2 校内委員会と特別支援教育コーディネーター		
3 個別の教育支援計画、個別の指導計画		
4 特別支援教育の視点を生かした生徒指導		
5 幼稚園・保育所との連携		
6 中学校・特別支援学校中学部との連携		
7 高等学校・特別支援学校高等部との連携		
8 特別支援学校、関係機関との連携		
第4章 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実	12
1 通常の学級での指導		
2 通級による指導		
3 特別支援学級での指導		
4 進路指導の充実		
5 特別支援教育指導補助員・特別支援学級指導員の派遣		
第5章 教員の専門性の向上	18
1 学校内における研修の充実		
2 金沢市教職員研修の充実		
3 特別支援学校教諭免許状の取得促進		
4 専門資格の取得促進		
第6章 金沢市教育プラザ富樫の機能の充実	19
1 教育相談・就学相談の充実		
2 児童生徒の指導にかかる指導助言の充実		
3 研修の充実		
4 特別支援教育に関する情報ネットワークの充実		
5 金沢市児童相談所の機能の充実		
6 庁内の関係部局との連絡調整		
第7章 特別支援教育の啓発と協力・協働	20
1 障害のある児童生徒への理解		
2 保護者への啓発		
3 地域住民への啓発		
4 関係団体との協力・協働		
第8章 共に学ぶ学校環境の整備	21
1 施設設備の充実		
2 教材等の充実		
3 特別支援教育指導補助員・特別支援学級指導員の充実		
おわりに	23
審議経過	24
委員名簿	25

はじめに

1 国の特別支援教育に関する動向

平成15年に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が国から示されました。この中で、通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒が6.3%程度在籍するという全国調査の結果が報告されました。さらに、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から、その対象にLD^[注1]やADHD^[注2]、高機能自閉症^[注3]等を含めた、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が示されました。

平成16年には「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が示され、学校を中心とした特別支援教育の体制づくりについて、具体的な方向性が示されました。

平成17年には発達障害者支援法が施行され、この法律で発達障害のある人^[注4]に対し、教育を含む生活全般にわたって支援が行われることが規定されました。

平成19年には改正された学校教育法等が施行され、特別支援教育が法的に位置づけられました。この中で、盲・聾・養護学校が特別支援学校という制度に一本化され、さらに小・中学校等への助言等を行う特別支援教育のセンター的な役割も規定されました。また、特殊学級は特別支援学級へと名称が変更されました。

平成20年には新しい幼稚園教育要領、小・中学校の学習指導要領が告示され、特別支援学校等の助言や援助の活用、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成等、特別支援教育について詳細な記載がなされるに至っています。また、保育所保育指針についても、同様の改定がなされています。平成21年には、特別支援学校の新学習指導要領も告示されます。

新しい幼稚園教育要領は、平成21年度より全面実施されます。小・中学校の新学習指導要領についても、特別支援教育について記載されている総則の内容は、平成21年度より先行実施されます。平成19年、学校教育法に位置づけられた特別支援教育が、

学習指導要領の上でもより位置づけを明確にし進められることになります。

[注1] LD（学習障害）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

[注2] ADHD（注意欠陥多動性障害）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

[注3] 高機能自閉症：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

[注4] 発達障害：学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

2 本市の特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級、通級指導教室^[注5]の現状

平成20年5月1日現在、本市立の小・中学校に在籍する児童生徒は約36,715人です。近年は、わずかな増減はあるものの横ばいで推移していますが、平成10年度の約40,187人と比べると約3,500人減少しています。

平成20年度に特別支援学級を設置している学校数は、小学校59校のうち54校、中学校24校のうち20校となっており、在籍している児童生徒数は300名となっています。特別支援学級の設置数は小学校では112学級、中学校では40学級であり、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加にともない増加してきました。なお、特別支援学級の増加については、県教育委員会の特別支援学級の設置基準が緩和され、平成11年度より、在籍児童生徒が1人でも開設することができることになったという背景もあります。通級指導教室については、小学校では16教室、中学校では3教室設置されており、通級による指導を受けている児童生徒数は194名となっています。こちらも対象児童生徒の増加や障害の多様化にともない、教室の増加が図られてきました。

特別支援学級の学級規模については、約50%の学級で1人、約30%の学級で2人となっており、約20%の学級は3人以上となっています。

本市には、分校として設置されている特別支援学級として、中央小学校芳斎分校と小将町中学校特学分校があります。この二つの分校は、小集団の中で児童生徒がかかわり合い、お互いを高め合う指導が行われているという特色があります。芳斎分校は中央小学校本校と分離して設置されていますが、小将町中学校特学分校は同じ校舎内に設置されています。児童生徒は、市内全域からスクールバス、市内バス等で通学しています。

(2) 特別支援学級、通級指導教室担当者の現状

本市の特別支援学級における担当者の特別支援学校教諭免許状保有率は、平成19年度が23.3%、平成20年度は28.6%です。これは、平成19年度より、5ポイント以上向上したことになります。しかし、統計資料のある平成19年度の全国平均32.4%と本市の同年度の数値を比較すると、約9ポイント低いことになります。

一方、平成20年度の通級指導教室担当者の特別支援学校教諭免許状保有率は、47%であり、特別支援学級担任と比較するとその保有率は高くなっています。

(3) 通常の学級の現状

「小・中学校において特別な教育的支援の必要な児童生徒の実態調査」によると、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒の割合は、小学校においては増加傾向にあり、平成20年度では2.8%となっています。また、中学校では昨年度まで増加傾向が続きましたが、平成20年度は前年度と同様となっており、1.7%となっています。

[注5] 通級指導教室：通級による指導を行うため、小・中学校内に設置された教室。通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等である。

(4) 特別支援学校の就学状況

金沢市内及び近郊の特別支援学校は、石川県立ろう学校、石川県立盲学校、石川県立医王養護学校、石川県立明和養護学校、石川県立養護学校、石川県立総合養護学校、金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校があります。

平成20年5月1日現在、金沢市内に住所があり、特別支援学校に就学している小学部の児童数は141名、中学部の生徒数は100名で、計241名となっています。

(5) 特別支援教育指導補助員と特別支援学級指導員の状況

金沢市は、特別支援教育支援員として、特別支援教育指導補助員と特別支援学級指導員を市内の学校に派遣しています。

特別支援教育指導補助員は、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒に対し、日常生活や学習活動上のサポートを行っています。本市では平成17年度より特別支援教育指導補助員制度を設け、派遣を行ってきました。補助員の派遣人数及び学校数は増加傾向が続いており、それにともなって年間の派遣時間も増加しています。また、特別支援学級指導員は特別支援学級に派遣し、障害のある児童生徒の日常生活や学習活動上のサポートを行っています。

(6) 金沢市教育プラザ富樫

「金沢子ども条例」^[注6]の理念に基づき、教育と福祉の連携を図り、乳幼児から中学生まで、子どもたちの健全な育ちを一貫して推進するための拠点施設として、平成15年7月に開館しました。相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図ることにより、子どもの健全育成を多方面から支援・推進しています。

こども総合相談センターのこども相談部門では、子どもや家庭に関する様々な相談ニーズに対応し、電話相談、専門相談、巡回専門相談等を実施しています。その中に設置されている金沢市児童相談所は、児童福祉法の改正により、平成18年4月、神奈川県横須賀市とともに、中核市として全国で初めて開設されました。ここでは主に虐待や非行の相談を受けています。また、非行防止や自立支援のための子ども生活相談、メンタルフレンド事業なども実施しています。

研修相談センターでは、金沢市立小・中・高等学校教職員や、幼稚園・保育所職員の資質向上のため、一体的な研修の実施、研究の支援を行っています。また、教育相談部門では、面接相談、巡回専門相談、家庭訪問相談、適応指導教室「そだち」などの事業を行っています。

地域教育センターでは、地域全体で子どもを育むため、子どもの健全育成団体の活動支援や、子どもがのびのびと活動できる環境の整備や体験・交流を通じた育成、子どもの健全育成事業などを行っています。

[注6] 金沢子ども条例：正式名称は「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」。アクションプランとして「金沢子どもを育む行動計画」を策定し、具体化を進めている。

3 指針策定の目的

本市では、平成10年に金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」を策定し、教育や福祉等、障害のある人の施策の充実に取り組んできました。

この10年間の中で、国の障害のある人の施策は大きく転換し、石川県では「石川県特別支援教育体制推進5カ年計画」のもと体制づくりが進められ、特別支援教育体制推進事業や特別支援教育拠点化事業等が行われてきました。本市においても、金沢市教育プラザ富樫を開設し、巡回専門相談等の相談事業を実施してきました。また、通常の学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした特別支援教育指導補助員派遣事業を国に先がけて行うなど、独自の施策を進めてきました。同時に、市立小・中・高等学校では特別支援教育の体制づくりにも努めてきました。

また、本市では社会情勢の変化や特別支援教育の流れをふまえ、「ノーマライゼーションプラン金沢2004」及び、「金沢子どもを育む行動計画（第一次）／（第二次）」の中で、特別支援教育の充実を目指した指針策定を標榜してきました。

さらに、平成18年6月に学校教育法等の一部改正が行われ、平成19年4月に施行されることにより、特別支援教育が制度化されました。平成20年に告示された新しい幼稚園教育要領、小・中学校の学習指導要領には、特別支援教育にかかわる具体的な記載がなされるに至っています。

これら国の法整備を受け、本市として中長期的な視点で特別支援教育の方向性を探るため、議論を行い、指針策定の作業を重ねてきました。

児童生徒一人一人の教育的支援を充実させ、本市の学校教育全体の質的向上を図るために、「金沢市特別支援教育指針」をここに示します。

第1章 基本的な理念・方針

1 基本的な理念

「ノーマライゼーションプラン金沢」や「金沢子どもを育む行動計画」に基づき、特別支援教育のより一層の充実に努めるため、基本的な理念を次のように定めます。

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人が、
自己の能力を最大限発揮し、自らの選択に基づき自立した生活を送り、
主体的に社会に参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた、
多様できめ細やかな学校教育を行っていきます。

2 基本的な方針

特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者が幼児期からの十分な教育相談・就学相談と情報提供を受けるとともに、児童生徒とその保護者の自己決定と選択を尊重することを基本とし、以下の7つの基本方針を定めます。

幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します

幼児児童生徒一人一人の健やかな成長を促すためには、早期からの相談・支援が必要です。そのために、金沢市教育プラザ富樫の特別支援教育に関する相談体制を充実させ、幼児期から中学校卒業後も視野に入れた継続的で一貫した相談・支援ができる体制の整備を図ります。さらに、円滑な相談・支援ができる最適なネットワークの構築に努めます。

教育相談・就学相談においては、特別支援学校や関係機関と連携を図りながら、学校が主体的に教育相談・就学相談を進めることが重要であり、小・中学校における校内の相談体制づくりを充実します。

学校における特別支援教育の体制を充実します

特別支援教育を推進するため、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営の中に特別支援教育を位置づけ、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化など、校内支援体制の充実に努めます。

また、一貫した教育的支援のため、保護者との連携とともに、幼稚園・保育所や学

校間の連携、関係機関との連携を進めていきます。

金沢市教育委員会は、各学校の校内支援体制を充実するため、情報提供や体制づくりを担う人材の育成等に努めます。

特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します

学校は、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解し、共に支え合うことを大切にするとともに、児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、指導の工夫を行っていく必要があります。児童生徒が抱える諸問題に対して、学校の支援体制を効果的に活用し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して、P D C A サイクル [注7] に基づいた支援を行います。

通常の学級においては、児童生徒が安心して学べる教室環境を整え、集団としてまとまりのある学級経営を進めます。また、特別支援教育の視点に基づいた授業づくりに努めます。

通級指導教室や特別支援学級は、学校経営の中に、その存在を明確に位置づけるとともに、通常の学級との連携、交流及び共同学習 [注8] の在り方について工夫します。

分校として設置されている特別支援学級については、課題等を検討しながら、集団で学習することの良さを大切にしていきます。

教員の専門性の向上を図ります

学校が特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行っていくためには、校長を中心とする教職員の特別支援教育に対する正しい理解や支援方法に関する専門性を高めていくことが必要です。

このことから、特別支援教育の視点でも授業研究を進め、校内研修の機会を積極的に活用するなど、教職員の意識を高めるとともに、障害の特性や指導に関する理解を深める取組を進めます。

また、金沢市教育委員会は、教員の専門性向上のための研修の充実に努めるとともに、教員一人一人がさらに高い専門性を身につけるため、特別支援学校教諭免許状や専門資格の取得を促進するための環境整備や啓発に努めます。

[注7] P D C A サイクル：計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施する。最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかを行い、次回の plan に結び付ける。このプロセスをらせん状に繰り返すことによって、質の維持・向上及び継続的な指導改善活動を推進する手法である。

[注8] 交流及び共同学習：小・中学校等や特別支援学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、両方の側面が一体としてあることを明確に表した用語である。

金沢市教育プラザ富樫における教育相談・就学相談・教員研修機能等を充実します

金沢市教育プラザ富樫は、教育と福祉が連携を図り、子どもの健全な育成を一貫して推進するための拠点施設です。この機能を生かし、特別支援教育にかかる相談や研修をより一層充実し、職員の専門性のさらなる向上を図ります。また、関係機関との連絡調整や、庁内ネットワークの要としての機能の充実も図ります。

特別支援教育の啓発と協力・協働に努めます

特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者を、周囲の保護者や地域住民とともに支えていくことができるよう、特別支援教育の現状や指針の内容について保護者や地域に向け積極的に発信します。また、特別支援教育の推進に当たっては、関係団体とも協力・協働することに努めます。

共に学ぶ学校環境の整備に努めます

特別支援学級の設置に伴う教室環境の整備や、障害のある児童生徒が共に学ぶための学校施設整備の充実に努めます。

特別支援学級等において、児童生徒の実態に応じ適切に教材等が整備できるよう、学習環境の整備についても、学校への指導助言に努めます。

第2章 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実

幼児児童生徒一人一人の健やかな成長を促すためには、早期からの相談・支援が必要です。そのために、金沢市教育プラザ富樫の特別支援教育に関する相談体制を充実させ、幼児期から中学校卒業後も視野に入れた継続的で一貫した相談・支援ができる体制の整備を図ります。さらに、円滑な相談・支援ができる最適なネットワークの構築に努めます。

教育相談・就学相談においては、特別支援学校や関係機関と連携を図りながら、学校が主体的に教育相談・就学相談を進めることが重要であり、小・中学校における校内の相談体制づくりを充実します。

1 就学前の教育相談・就学相談

学校指導課や金沢市教育プラザ富樫、こども福祉課が連携を図り、幼稚園・保育所に向か、特別支援教育や就学相談についての啓発に努め、小学校との連携や円滑な就学相談の実施につなげます。居住地の教育機関である小学校が、教育相談・就学相談を行うことも重要です。

また、こども福祉課の統合保育事業との連携を継続させながら、幼稚園・保育所を対

象にした前期個人教育相談のさらなる充実を図り、十分な相談期間のもと、幼児一人一人の適切な就学相談を行うことが大切です。この中では、保護者との相談だけではなく、必要に応じ、幼稚園・保育所への情報提供や助言を行います。また、市内3か所に設けられた幼児相談室^[注9]とも連携します。

2 就学時の教育相談・就学相談

学校指導課と金沢市教育プラザ富樫が協力し、就学相談のさらなる充実を図ります。

小学校は保護者の求めに応じ、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室等の見学や相談の機会がもてるよう努めます。また、幼稚園・保育所と連携を図り、新就学児童についての実態把握に努めます。就学時健康診断の際には、特別な支援を必要とする児童への配慮に努め、保護者と適宜相談を実施します。

3 小・中学校での教育相談・就学相談

小・中学校は校内における相談の体制を整え、特別支援教育コーディネーター等が窓口となり、保護者からの相談に対応します。また、校内委員会では、児童生徒の支援や学校としての就学指導の方向性を検討します。長期的な視点に立ち、児童生徒の将来的な社会参加という観点から、就学先や進路について相談するとともに、教育活動の展開に生かしていきます。その際には、金沢市教育プラザ富樫や特別支援学校等、関係機関からの助言や援助も生かすよう努めます。

4 保護者の理解を深めるための情報提供や啓発

金沢市教育委員会は、福祉部局との連携を図り、幼児期を視野に入れながら、保護者への特別支援教育や障害等についての啓発を図り、障害の早期発見・早期対応や適切な支援につなげていきます。また、幼稚園・保育所に対しても、特別支援教育についての啓発に努めます。さらに、中学校卒業後も視野に入れ、在籍児童生徒及び保護者への進路情報の提供と進路相談を充実します。

これらの情報提供及び就学相談・進路相談については、金沢市教育委員会のみならず、学校もその充実に努めます。

5 金沢市就学指導委員会^[注10] の充実

障害のある児童生徒の就学については、金沢市就学指導委員会で審議しています。委員会は医師、知識経験を有する者、児童福祉を担当する者、教員等で構成されています。これまでにも丁寧な実態把握のもと、慎重な審議を行ってきました。今後も、障害のある児童生徒の就学にあたって、専門家や就学相談担当者による調査、検査等が行われ、就学について助言及び指導が十分なされるよう努めます。

[注9] 幼児相談室：正式な名称は「金沢市教育プラザ富樫こども総合相談センター富樫幼児相談室／森山幼児相談室／八日市幼児相談室」

[注10] 就学指導委員会：学校教育法施行令において、市町村の教育委員会は適切な就学指導を行うため専門家の意見を聴くことが定めており、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（文部科学省）においては、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（就学指導委員会）を設置することが重要であるとされている。

第3章 学校における特別支援教育体制の充実

特別支援教育を推進するため、学校長がリーダーシップを發揮し、学校経営の中に特別支援教育を位置づけ、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化など、校内支援体制の充実に努めます。

また、一貫した教育的支援のため、保護者との連携とともに、幼稚園・保育所や学校間の連携、関係機関との連携を進めていきます。

金沢市教育委員会は、各学校の校内支援体制を充実するため、情報提供や体制づくりを担う人材の育成等に努めます。

1 学校長のリーダーシップ

学校における特別支援教育の体制充実を図るためにには、学校長のリーダーシップが重要です。学校長は、特別支援教育を視野に入れ、保護者、地域との信頼関係を築いていく学校経営を行っていく必要があります。そのためには、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能化だけでなく、学校内外の人材活用、保護者との連携、関係機関との連携等、様々な角度から取組を進めていきます。

校内支援体制は、特別な支援を必要とする児童生徒に、迅速かつ継続的に支援できることが基本となります。そのためにも、長期的視野と人材育成の視点をもち、学校の実情に応じた体制を構築していきます。

2 校内委員会^[注11]と特別支援教育コーディネーター^[注12]

(1) 校内委員会

ア 校内委員会の役割

校内委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、組織的・計画的に取り組むための組織であり、定期的または必要に応じて開催できるようシステム化します。

児童生徒の実態把握、支援の具体化や支援の整備、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、さらに保護者や関係機関との連携等を進めていきます。

イ 校内委員会の組織と位置づけ

校内委員会の構成としては、特別支援教育コーディネーターの他、例えば、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教員、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任等、その他必要に応じ外部の関係者が考えられます。

[注11] 校内委員会：学校内に置かれた、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握及び支援方策の検討等を行うための組織。

[注12] 特別支援教育コーディネーター：校内で指名された教員が特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うもので、学校の校務分掌に位置付く。主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等を行う。

校内委員会の設置方法は、新たな組織を立ち上げる、生徒指導等の既存の組織を活用するなどが考えられます。校内の組織として明確に位置づけ、各学校の規模や実情に合わせ、柔軟かつ迅速な対応がとれる体制づくりに努めます。

(2) 特別支援教育コーディネーター

ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、校内の関係者や関係機関との連絡調整、担任や保護者の相談窓口、校内委員会の推進等を担っています。学校全体を見渡し、支援を必要としている児童生徒はいないか、教員同士の連携は進んでいるか等の状況を把握し、組織的な支援体制を整えるため、速やかに連絡調整を行います。

イ 校務分掌への位置づけ

特別支援教育コーディネーターが役割を果たすには、校内外との様々な連絡調整が必要です。その機能を十分に発揮するため、校務分掌への明確な位置づけを行い、校内の要となる人材をあて、その役割と責任を自覚して専門性の向上に努めることができます。

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画

(1) 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする児童生徒にかかるる関係者や関係機関^[注11]（医療、保健、福祉、教育、労働等）が児童生徒の情報を共有化し、支援の目標や内容、役割分担などについて計画することで、長期的な視野で幼児期から中学校卒業後までを見据え、一貫した支援を行うために、保護者とも相談した上で作成します。

作成を通して児童生徒の情報を整理集約し、関係機関との連携を進めていくことが必要です。連携のツールとして活用するため、具体的で分かりやすい記載に努めます。

(2) 個別の指導計画

児童生徒一人一人の状態等に応じ、教職員の共通理解のもと、きめ細かな指導を行うために、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的な指導目標の設定や指導内容・方法の検討、評価等を行います。計画をより実際的なものにするため、保護者とも相談した上で実行可能な目標設定を行い、具体的な記載に努めます。

(3) P D C A サイクルに基づく校内支援体制

学期末や年度末等の校内委員会を、評価と計画の場として位置づけていくことが重要です。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」とも、校内委員会で実施内容を評価し、次の計画に生かすことで、P D C A サイクルに基づいた校内支援体制づくりに努めます。

4 特別支援教育の視点を生かした生徒指導

特別な支援を必要とする児童生徒は、交友関係や学業面等、学校生活全般で困難を示す場合も多く、不登校や様々な問題行動等につながる場合があります。

全ての教職員が、児童生徒の問題に迫ろうとするとき、生徒指導においても特別支援教育の視点が必要です。

児童生徒への適切な支援を進めるため、生徒指導に特別支援教育の視点を生かすとともに、校内の関係者が校内委員会等を通して常に情報を共有し、連携しながら支援にあたるよう努めます。

5 幼稚園・保育所との連携

特別な支援を必要とする児童について、小学校入学の際に円滑な支援が行われれば、学校生活への適応もスムーズなものになります。小学校と幼稚園・保育所が就学前から情報を共有し、学校生活を見据えた連携を進めます。

また、特別支援教育コーディネーター等が直接、幼稚園・保育所を訪問して児童の観察を行い、担当者間で直接引き継ぎの機会を持つことが重要です。今後は幼稚園や保育所でも、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成が進められる予定であり、連携のツールとして活用していくよう努めます。

金沢市教育委員会は、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」による指導の引き継ぎが円滑に進められるよう、環境づくりに努めます。

6 中学校・特別支援学校中学部との連携

特別な支援を必要とする児童の小学校からの進学にあたっては、中学校や特別支援学校中学部も含めて一貫した支援が行われるよう、児童についての引継や情報交換を行うことが必要です。

特に、同じ地域の中学校については、日頃からの情報交換に加え、特別支援教育コーディネーター等が小学校を訪問し、児童の観察や直接引き継ぎの機会をもつことが重要です。特別支援学級中学部についても情報交換に努めます。「個別の教育支援計画」等は、そのための連携のツールとして活用していきます。

7 高等学校・特別支援学校高等部等との連携

特別な支援を必要とする生徒の中学校からの進学にあたっては、高等学校や特別支援学校高等部も含めて一貫した支援が行われるよう、生徒についての引継や情報交換を行うことが必要です。「個別の教育支援計画」等は、そのための連携のツールとして活用していきます。

また、中学校と地域の高等学校・特別支援学校高等部、専門学校や就労予定先が連携を密にし、教育内容や支援体制について情報交換を図ることで、中学校における進路指導をより充実させるとともに、卒業後のフォローアップに努めています。

8 特別支援学校、関係機関^[注13]との連携

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、学校だけでは実態把握や支援が難しい児童生徒があり、特別支援学校や金沢市教育プラザ富樫や医療機関、放課後児童クラブ等の関係機関との連携が必要です。

特別支援学校や関係機関の協力を得て、児童生徒の現状・課題を把握し、相互に子どもの支援について検討していくことは重要であり、そのことを特別支援教育コーディネーターや校内委員会の専門性や機能の向上に生かすとともに、校内支援体制の充実に努めます。

第4章 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実

学校は、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解し、共に支え合うことを大切にするとともに、児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、指導の工夫を行っていく必要があります。児童生徒が抱える諸問題に対して、学校の支援体制を効果的に活用し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して、P D C Aサイクルに基づいた支援を行います。

通常の学級においては、児童生徒が安心して学べる教室環境を整え、集団としてまとまりのある学級経営を進めます。また、特別支援教育の視点に基づいた授業づくりに努めます。

通級指導教室や特別支援学級は、学校経営の中に、その存在を明確に位置づけるとともに、通常の学級との連携、交流及び共同学習の在り方について工夫します。

分校として設置されている特別支援学級については、課題等を検討しながら、集団で学習することの良さを大切にしていきます。

1 通常の学級での指導

(1) 児童生徒の適切な実態把握

適切な指導を行うに当たっては、児童生徒の実態を適切に把握することが重要です。

日々の観察において、学校生活の様子や学習の状況などを把握し、加えて保護者からの聞き取り等により、家庭生活の様子やこれまでの生育歴や相談歴等を把握するよう努めます。

(2) 障害への理解と特性に応じた適切な対応

発達障害やその疑いがあると把握される児童生徒は増加傾向にあります。発達障害への理解をいっそう進め、児童生徒の実態把握を適切に行うとともに、こだわりがある、コミュニケーションが困難であるなどの実態把握の中でとらえた障害の特性に応じ、適切な支援を行うよう努めます。また、その他の障害についても、児童生徒の実態に応じた支援を工夫します。

[注13] 関係機関：金沢市においては、主なものとして金沢市教育プラザ富樫（金沢市児童相談所を含む）、石川県発達障害支援センター、（財）金沢総合健康センター（学校保健センター）、医療機関等があげられる。また、放課後児童クラブ等も連携が必要な関係機関と考えることができる。

(3) 学びやすい教室環境

学校生活の中心となる教室は、児童生徒が安心して過ごせる場所であり、学びやすい教室環境であることが大切です。発達障害への対応という視点からも、集中して学習に取り組めるよう教室掲示の工夫や、教室内の整理整頓に努めます。

(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

特別な支援を必要とする児童生徒の支援に当たっては、目標を持ち、どのような支援を進めていくのか計画を立てることが必要です。そして、計画を学級経営や授業づくり等の中で具体的に実践します。また、実践してきた支援や指導が適切であるかを評価し、支援の改善を定期的に行います。

(5) 社会性を身につけるための学級経営

学級は、児童生徒が集団生活を通して社会性を身につける場です。児童生徒の実態に合わせた学級のルールづくりや行動の見通しが持てるような指示や提示に努め、一人一人を大切にするとともに、互いにかかわり合いが深まる学級経営に努めます。

(6) 特別支援教育の視点に立った授業づくり

通常の学級における指導に当たっては、児童生徒一人一人を大切にし、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業を行うことが重要です。教師一人一人の授業力を高めていくことは、特別支援教育の基盤となります。

教材・教具や授業展開、指示・発問、板書などの工夫、児童生徒相互の温かなかかわり、集団としてのまとまりのある学習規律等は、学習や行動に課題のある児童生徒への支援につながることから、学習環境の整備に努めます。さらに、児童生徒の特性に応じた指導の工夫や配慮に努めます。

(7) 在籍児童生徒の就学指導

児童生徒の状況は就学後においても、障害の特性や発達段階等により変化します。将来を見据えながら、学校が責任をもって就学指導を進める必要があります。学習の状況や生活の様子等の実態把握を行い、保護者と相談しながら、要望に応じて学校見学や体験入学を行うなど、十分な情報提供と教育相談・就学相談を行い、児童生徒及び保護者が自己決定と選択ができるように努めます。

2 通級による指導

(1) 在籍校における指導

学校は、在籍する児童生徒について実態把握と保護者のニーズ及び金沢市就学指導委員会の意見等に基づいて、通級による指導の必要性を総合的に判断することが大切です。

(2) 通級指導教室等における指導

通常の学級では、特別な支援を必要とする児童生徒は、様々な困難さがあるため不

安を感じることも多く、自信をもって他へかかわれないことがあります。通級による指導では、教材教具や指導の手だての工夫に努め、児童生徒の特性を考慮し、課題の改善とともに、得意なところを生かしながら自信がもてるよう、児童生徒に満足感や充実感が得られるようにしていきます。また、発達障害などに起因する行動上の課題に対応するため、個別指導だけではなく、ソーシャルスキル・トレーニングを意識した小集団による指導なども必要に応じ実施します。

通級指導教室は、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、計画的に指導を進めるとともに、心理検査等も活用しながら、多角的、総合的なアセスメントに努め、在籍校へ情報提供を行います。

(3) 通級指導教室等と在籍校との連携

児童生徒が在籍する学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターは、実態把握や指導を進める上で通級指導教室等と連携することが重要です。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成は、情報交換しながら協力して進めます。

児童生徒の実態や指導目標を共通理解し、通常の学級における集団での指導、通級指導教室における個別での指導の在り方を考えながら、具体的な指導を進めていきます。連絡帳で指導経過を情報交換したり、児童生徒の様子を相互に参観する機会を計画的に設けるなど、効果的な連携に努めます。

(4) 保護者との連携

保護者に対しては、指導の目標を明確に伝え、通級への協力と指導への理解を得るように努めることが大切です。また、指導を通した児童生徒の成長や、次の指導の目標、指導終了の見通し等を伝えていきます。

(5) 通級指導教室の条件整備

通級による指導のニーズは年々高まっており、今後も対象の児童生徒は増加するとともに、障害の状態も多様化しています。また、通級指導教室の設置校が少ない地域もあり、保護者や児童生徒にとって通級が負担になる場合もあります。

今後、金沢市教育委員会は、通級しやすい環境づくりやニーズの多様化への対応について、県教育委員会等とも協議を進めます。

(6) 通級指導教室担当者の専門性向上

通級指導教室の担当者は、一人で多くの障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、情緒障害、言語障害等）に対応している場合があり、心理検査や保護者相談、他校との連絡調整等、コーディネーター的な役割を担っています。

このことから、金沢市教育委員会は、教室の設置のみならず、担当者の専門性の向上や人材の育成に努めます。

3 特別支援学級での指導

(1) 学校における特別支援学級の位置づけ

特別支援学級は小・中学校にある学級の一つであり、適切に運営するためには、校内のすべての教員の理解と協力が不可欠です。学校経営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要があります。

そのために校長は、自らが特別支援教育や障害等に関する理解を深めるとともに、リーダーシップを発揮し、学校全体の協力体制を進めるよう努めます。また、全ての教職員は、特別支援学級や障害のある児童生徒についての正しい理解と認識を深め、職員間の連携や協力に努めます。

(2) 児童生徒の実態把握

児童生徒の障害に応じた適切な指導を行うため、実態を適切に把握することが重要です。日々の観察や保護者からの聞き取り等から、家庭生活の様子や生育歴、相談歴を把握します。また、医療機関等にかかわっている場合には、諸検査や診断、所見などの情報を保護者を通じて得るように努めます。さらに、必要に応じて、担当者が検査を実施したり、特別支援学校等の助言や援助を活用したりして、多角的な実態把握に努めます。

(3) 障害の特性に応じた指導と情報の共有

障害について理解を深めるとともに、実態把握を適切に行い、発達段階や障害の特性に応じた、適切な指導を行います。

指導に当たっては、児童生徒の将来的な自立を目指し、児童生徒の興味関心を生かしながら、生活に生きる教材教具の工夫や学習活動に取り組むよう努めます。

金沢市教育委員会は、開発された教材や実践にかかわる情報が共有できるよう、情報交換の機会の設定やネットワークづくり等に努めます。

(4) 指導形態の工夫

特別支援学級は、在籍する児童生徒は少人数ですが学級の一つであり、在籍児童生徒がかかわり合いながら集団で学習を進める授業づくりが大切です。

校内の他の特別支援学級と合同で学習を行い、集団による学習の効果を得られる場合も多くあります。障害種の異なる特別支援学級が合同で行う学習の在り方等については研究を進めるとともに、県教育委員会等とも協議していきます。

また、他校の特別支援学級と合同で行う学習や、特別支援学校との交流及び共同学習等についても、集団学習の効果や社会経験の広がりが期待できることから、実施の可能性を広げるよう研究を進めます。

(5) 教育課程の作成や「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

特別支援学級では、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い

ます。そのため、教育課程の編成に当たっては、学級の実態や児童生徒の障害を考慮の上、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、実態に合った教育課程を編成します。

指導に当たっては「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を進め、P D C A サイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実を図ります。

(6) 教員の専門性及び指導力の向上

特別支援学級を担当する教員の専門性と指導力の向上は不可欠です。そのため担当教員は研究授業を実施したり、校外での研修に参加したりすることにより、積極的に専門性と指導力の向上に努めます。また、近隣の特別支援学級と情報交換したり、特別支援学校の助言や援助を活用するよう努めます。

(7) 保護者や関係機関との連携

特別支援学級においては保護者との協力体制が特に重要であり、日頃から保護者との情報交換や相談を行いながら関係づくりを進めることが大切です。

そして、保護者や本人のニーズをとらえ、長期的な視点に立ち、特別支援学校や関係機関等との連携を図りながら、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した効果的な支援を進めていきます。

(8) 交流及び共同学習の在り方

障害のある児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることは、極めて重要です。また、障害のない児童生徒にとっても、障害についての理解と認識を深め、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会になります。

交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握及び検討し、効果的な活動を計画的に設定する事が大切です。そのためには校内の教員の正しい理解に基づく協力体制の構築に努めます。

(9) 特別支援学級の弾力的な運用

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、交流及び共同学習の際に交流学級の要支援児童生徒を支援したり、放課後に個別指導を行ったりするなどの弾力的な運用は、有効な方策です。ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒への指導に影響がないなど、条件がそろった中で実施することに留意します。

(10) 分校として設置されている特別支援学級

金沢市には中央小学校芳斎分校、小将町中学校特学分校という、小・中学校の分校として設置された特別支援学級があります。両校では、集団学習の良さを生かし、児童生徒同士のかかわりを大切にした豊かな実践がなされています。また、特別支援学級の児童生徒の交流や教職員の育成等、金沢市の特別支援教育の拠点として果たして

きた役割は大きなものです。今後、多様なニーズに応じた教育を進める上でも、集団学習の良さを生かした特別支援学級の在り方について研究を進めていきます。

4 進路指導の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の実態は様々であり、小学校卒業の場合、進路は通常の学級や特別支援学級、特別支援学校中学部があります。中学校卒業後の進路は、全日制高等学校や定時制高等学校、特別支援学校高等部、さらに各種学校や就労先である企業や作業所等、多様です。

学校は、この現状を踏まえ、在学中から計画的な進路指導を進めるとともに、将来の進路に向けた教育活動を行う必要があります。具体的には、在籍校は保護者や本人に対して、進路先の情報提供と進路相談を充実します。また、進学先や就労先においては、保護者の求めに応じ、学校見学や体験入学、施設見学等を行うなどして、保護者・本人の納得のいく進路選択につなげることが重要です。

また、入学・進学・就労先との連携の場を設定することで卒業後の進路を把握したり、障害のある人の社会参加について理解を深めたりするなど、進路の決定においても適切に自己決定と選択ができるようにしていくことが重要です。

5 特別支援教育指導補助員・特別支援学級指導員の派遣

金沢市教育委員会は、特別支援教育支援員^[注14]として、通常の学級へ特別支援教育指導補助員を派遣し、特別支援学級へは特別支援学級指導員を派遣しています。これらは、学校や担任等の責任と方針のもと、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて児童生徒への指導や指導の補助を行うものです。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導は、学級における学級経営や学習指導の工夫を行うことが対応の基本です。特別支援教育指導補助員の派遣は、通常の学級における指導を補うものであることから、学校及び学級担任等の明確な指導助言に基づいて活動することが大切です。特別支援学級における特別支援学級指導員も同様です。

学校は、担任等が特別支援教育指導補助員・特別支援学級指導員と指導について確認したり、情報交換したりできる体制づくりに努めます。

また、金沢市教育委員会は、特別支援教育指導補助員や特別支援学級指導員が、特別支援教育や特別な支援を必要とする児童生徒への理解を深めるよう工夫します。

[注14] 特別支援教育支援員：小・中学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携の上、障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする。

第5章 教員の専門性の向上

学校が特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行っていくためには、校長を中心とする教職員の特別支援教育に対する正しい理解や支援方法に関する専門性を高めていくことが必要です。

このことから、特別支援教育の視点でも授業研究を進め、校内研修の機会を積極的に活用するなど、教職員の意識を高めるとともに、障害の特性や指導に関する理解を深める取組を進めます。

また、金沢市教育委員会は、教員の専門性向上のための研修の充実に努めるとともに、教員一人一人がさらに高い専門性を身につけるため、特別支援学校教諭免許状や専門資格の取得を促進するための環境整備や啓発に努めます。

1 学校内における研修の充実

(1) 特別支援教育の視点から捉える通常学級の授業研究

通常の学級の授業研究において、特別な支援を必要とする児童生徒への対応という観点からも指導方法を検討し、教員一人一人の授業力向上に努めることが重要です。また、日頃から授業研究を行うに当たり、特別支援教育の視点から授業を評価していくことが大切です。学校は、学校研究の中に特別支援教育の視点を位置づけるような取組を進めます。

(2) 特別支援学級等における授業研究

特別支援学級及び通級指導教室における授業研究を、学校全体で積極的に推進し、児童生徒の障害特性や発達段階等を踏まえた効果的な教材教具や指導方法の研究を進めることが重要です。学校は、学校全体で特別支援学級や通級指導教室の運営について、理解を進めるための体制づくりを行います。

(3) 校内研修会・授業研究会の計画的実施と外部講師の招聘

学校における特別支援教育の推進を確実なものにするため、校内研修会や特別支援学級等の授業研究を学校運営の年間計画に位置づけます。

校内研修会の内容については、学校における児童生徒の状況や課題を踏まえ、事例検討会を取り入れたり、生徒指導との関連にも留意したりするなど、柔軟な姿勢が必要です。また、学校指導課や金沢市教育プラザ富樫、特別支援学校、その他の関係機関や大学から、専門的な視点で助言のできる人材を講師として招聘することにより、効果的で質の高い内容になるように努めます。

(4) 研修会の公開

各学校が授業研究や研修会を公開し、互いの実践を学ぶ機会を増やすとともに、質の高い情報の共有化に努めていくことが大切です。例えば、近隣の小・中学校や幼稚園・保育所、高等学校等が連携を進める場として、研修会を活用していく方法があげられます。さらに、保護者に対する特別支援教育の啓発の場として、保護者が参加できるよう工夫します。

2 金沢市教職員研修の充実

学校経営の中で特別支援教育を位置づけ、効果的な校内支援体制づくりを進めるためには、学校経営の中心である校長及び教頭を対象とした特別支援教育の研修の実施が必要であり、金沢市教育委員会は、その実施に向け、効果的な研修方法や内容について検討します。

また、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級等担当者を対象にした研修を今後も継続し、校内支援体制や特別支援学級の学級運営等の課題に的確に対応した内容の設定に努めます。また、特別支援教育を担当する教員のみならず、対象教員を幅広く設定した研修を行い、特別支援教育への理解を広く進めていくことに努めます。

3 特別支援学校教諭免許状の取得促進

特別支援学級・通級指導教室を担当する教員がより専門性を高めていくため、特別支援学校教諭免許状を取得することが望まれます。認定講習や放送大学の受講等、取得方法の周知を徹底し、免許所有者の増加の促進を図ります。

4 専門資格の取得促進

各学校の教職員が、特別支援教育や関連する生徒指導等の課題へ対応する力量を高めるために、学会等が認定する専門資格の取得を目指すことは、今後、高い専門性をもった教職員が育っていく上で重要になってきています。

のことから、金沢市教職員研修の中で資格取得に資する研修を実施する等、より一層、教職員の専門性の向上に努めます。

第6章 金沢市教育プラザ富樫の機能の充実

金沢市教育プラザ富樫は、教育と福祉が連携を図り、子どもの健全な育成を一貫して推進するための拠点施設です。この機能を生かし、特別支援教育にかかる相談や研修をより一層充実し、職員の専門性のさらなる向上を図ります。また、関係機関との連絡調整や、府内ネットワークの要としての機能の充実も図ります。

1 教育相談・就学相談の充実

金沢市教育プラザ富樫は、特別な支援を必要とする児童生徒の幼児期から学齢期終了までの一貫した相談・支援を行うことができるよう、教育相談・就学相談の体制を整備します。また、必要に応じ、他の関係機関との連絡調整を行います。

2 児童生徒の指導にかかる指導助言の充実

金沢市教育プラザ富樫は教育相談を行うとともに、学校における特別な支援を必要とする児童生徒への指導についても、指導助言を充実していく必要があります。各学校における「個別の教育支援計画」等の作成について、情報提供や助言を充実していくよう努めます。

3 研修の充実

特別支援教育に関する研修の充実を図る必要があり、特に児童生徒の実態把握のための検査能力の向上や、具体的な指導にかかる内容が重要です。

今後は、授業力や専門性の向上のために、効果的な研修のあり方を検討し、資格取得者の増加や教職員の実践力を高めるような内容の研修を実施するよう努めます。また、経験やスキルに応じ、主体的な研修が行えるよう工夫します。

4 特別支援教育に関する情報ネットワークの充実

特別支援教育に関する情報をホームページに掲載するなど、教職員をはじめ保護者、地域住民が情報を共有し、活用できるようにします。また、開発した教材・教具を共有したり、特別支援教育に関する資料等が閲覧したりできるよう、体制を整備し、教育情報支援室の活用を進めます。

5 金沢市児童相談所の機能の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の把握や対応について、金沢市児童相談所が果たしている役割は大きくなっています。特別支援教育と生徒指導上の課題を併せもつ児童生徒も多く、多様化する一つ一つのケースについて、学校や関係機関と密接に連携とともに、十分な対応に努めます。

6 庁内の関係部局との連絡調整

今後、障害のある児童生徒について、就学相談をはじめ様々な面で部局間の連携が必要です。具体的には、学校指導課、金沢市教育プラザ富樫、こども福祉課、障害福祉課等があります。特別支援教育における府内ネットワークについては、教育と福祉の連携を図る金沢市教育プラザ富樫が中心となり、その機能を充実します。

第7章 特別支援教育の啓発と協力・協働

特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者を、周囲の保護者や地域住民とともに支えていくことができるよう、特別支援教育の現状や指針の内容について保護者や地域に向け積極的に発信します。また、特別支援教育の推進に当たっては、関係団体とも協力・協働することに努めます。

1 障害のある児童生徒への理解

障害のある児童生徒が、集団の一員として主体的に安心して生活できるようにするために、周囲の児童生徒とのかかわり合いを通じた相互理解や人間関係づくりが重要です。そのために、人権に配慮しながら、温かい人間関係を大切にした学級経営を行うように努めます。

また、教科や道徳、総合的な学習等の教育活動を通して、発達段階に応じ、他者への思いやりや理解についての意識が高まるよう努めます。

2 保護者への啓発

学校は、特別支援教育や障害等についての理解を保護者に促すことにより、障害の早期発見・早期対応につながるよう努めます。また、学校は、特別支援教育についての理解と協力が進むよう、学校便りやP T A活動等を通し、啓発します。

また、金沢市教育委員会でも広報誌等を利用し、特別支援教育について啓発することに努めます。

3 地域住民への啓発

特別な支援を必要とする児童生徒が、地域の一員として生活していくことについて理解し、地域でも温かく支えていく必要があります。そのために、学校は特別支援教育の取組や障害等についての情報を、機会を捉えて発信し、地域住民の理解と協力を求めます。

また、金沢市教育委員会でも広報誌等を利用し、特別支援教育や学校の取組についての情報を発信していくよう努めます。

4 関係団体との協力・協働

障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している団体は、共通の問題や課題に対応してきています。金沢市教育委員会は、児童生徒の支援を充実させるため、関係団体等との意見交換や、情報提供、教育活動への参画を進めるなど、協力・協働に努めます。

第8章 共に学ぶ学校環境の整備

特別支援学級の設置に伴う教室環境の整備や、障害のある児童生徒が共に学ぶための学校施設整備の充実に努めます。

特別支援学級等において、児童生徒の実態に応じ適切に教材等が整備できるよう、学習環境の整備についても、学校への指導助言に努めます。

1 施設設備の充実

特別支援学級や通級による指導へのニーズが高まっています。通級指導教室及び特別支援学級の開設にあたっては、設置校が適切な教室環境について検討するとともに、金沢市教育委員会が指導助言や施設整備に努めます。また、必要に応じ、施設のバリアフリー化に努めます。

2 教材等の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対する教材等については、学校が情報交換や研究に努め、適切に開発・整備及び管理に努めます。

また、金沢市教育委員会は、必要に応じ教材等の整備を進めるとともに、学校に対して指導助言を行います。また、心理検査用具の整備校一覧の作成や、教職員によって開

発された教材教具が共有できるようにするなど、市内の小・中学校が共同で資源を有効活用できる環境づくりに努めます。

3 特別支援教育指導補助員・特別支援学級指導員の充実

金沢市教育委員会は、特別支援教育指導補助員や特別支援学級指導員の制度について、状況に応じて制度の見直しを図りながら、特別な支援を必要とする児童生徒にとってより良い支援が受けられ、学校にとってもより活用しやすい制度への改善・充実に努めます。

おわりに

策定した「金沢市特別支援教育指針」に基づいて特別支援教育を充実するためには、学校が保護者や関係機関と連携・協力し、本指針の基本的な方針をよく理解し、学校の実態に応じて、主体的な取組を行っていくことが大切です。また、金沢市教育委員会はその取組が進むよう、必要な支援を行うことが重要です。

学校は、教職員全員が本指針の基本理念と7つの基本方針に基づき、具体的な共通実践を行っていきます。その際、保護者、地域住民や関係機関と連携、協力しながら、進めています。また、取組については、計画的に実行しながら適宜評価し、見直し・改善を行っていきます。

金沢市教育委員会は、小・中学校の教職員をはじめ、幼稚園・保育所職員や保護者、地域住民に本指針の理解が進むよう啓発に努めます。また、新たな「ノーマライゼーション金沢2009（予定）」の推進と合わせて、具体的な計画を策定するなど、学校が必要とする支援を実施するよう努めます。さらに、学校と保護者・地域住民、関係団体の協力・協働の取組が進むように努めるとともに、必要に応じて関係機関とも協議していきます。

本指針を推進していく中で、「障害者の権利条約」の批准等の状況が変化することに伴い、我が国の教育施策が変化したり、学校の実態等に大きな変動が生じたりした場合は、必要に応じて指針の見直しを行っていくものとします。

最後に、本指針の策定にあたり、指針検討委員会の委員の方々、作業部会の部員の方々には熱心な協議をいただき、また、関係団体の方々をはじめ、市民の皆様から幅広いご意見やご提言をいただきましたことを申し添えるとともに、感謝の意を表します。

審　　議　　経　　過

第1回指針検討委員会 平成20年7月30日

特別支援教育の制度について

金沢市の現状について

指針の内容構成について

第2回指針検討委員会 平成20年10月23日

作業部会からの報告

指針案について検討

関係団体からの意見聴取

石川県ことばを育む親の会	平成20年12月16日
つながりの会	平成20年12月26日
石川県学習障害者親の会（PAL）	平成21年1月6日
石川県私立幼稚園協会	平成21年1月7日
金沢市社会福祉協議会保育部会	平成21年1月9日
金沢市私立幼稚園協会	平成21年1月10日

第3回指針検討委員会 平成21年1月15日

調査結果の報告

指針案について検討

パブリックコメントの実施 平成21年1月23日～平成21年2月21日

第4回指針検討委員会 平成21年2月27日

パブリックコメントでの意見について

指針の最終案について

金沢市特別支援教育指針検討委員会

金子 効榮	石川県立大学 教養教育センター 教授
小林 宏明	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授
林 律子	のぞみ小児科医院 院長
櫻吉 啓介	金沢こども医療福祉センター 石川整肢学園 園長
寺田 外喜男	金沢手をつなぐ親の会 理事長
山口 智世	金沢エルデの会 代表
田中 澄子	金沢市PTA協議会 副会長
上農 肇	石川県立総合養護学校 教諭
豊畠 政行	金沢市立中央小学校(芳斎分校)校長
寺井 邦夫	金沢市立小将町中学校(特学分校)校長
中村 健司	金沢市立伏見台小学校 教諭
本康 圭子	金沢市立田上小学校 教諭
山岸 茂義	金沢市立紫錦台中学校 教諭
浅井 俊裕	金沢市障害福祉課担当課長補佐
中野 節子	金沢市教育プラザ富樫こども総合相談センター担当所長補佐

作業部会

茶谷 信一	金沢市立扇台小学校 教頭
沖田 拓	金沢市立中央小学校芳斎分校 教諭
中村 健司	金沢市立伏見台小学校 教諭
本康 圭子	金沢市立田上小学校 教諭
島崎 慶子	金沢市立緑小学校 養護教諭
多河 雅代	金沢市立犀生中学校 教諭
中田 忠彦	金沢市立小将町中学校特学分校 教諭
山岸 茂義	金沢市立紫錦台中学校 教諭

資料編

特別支援教育の対象の概念図 [金沢市]

特別支援学校

(241人)

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

金沢市立小学校・中学校

(36,715人)

特別支援学級

0.82%

知的障害
自閉症・情緒障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱

通常の学級

0.53%

視覚障害 学習障害 (LD) (194人)
聴覚障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
言語障害 自閉症
情緒障害

LD・ADHD・高機能自閉症等、特別な教育的支援
の必要な児童生徒

約2.5%程度の在籍率

(908人)

※数値は平成20年度のデータによる

図1 特別支援教育の対象の概念図









